



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年 9月号 No.135

<ごあいさつ>

早いもので今年も夏が終わりましたが、まだまだ暑い日が続いておりますので、皆様お体ご自愛下さい。

また、台風が接近・上陸しやすいこの時期、風水害にも注意が必要です。日頃から防災対策をしましょう。

<個人の確定申告・節税対策について>

今年も早いもので、4ヶ月を切りました。確定申告の手続きまでには、まだまだお時間はありますが、そろそろ税金対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要がありますので、何点かご紹介致します。

- ① 青色申告承認申請の届出（来年度より適用）
- ② 青色専従者給与の届出（専従者雇用日から適用）又は変更（金額の基準を変更した時から適用）
- ③ 貸倒引当金の計上
- ④ 純損失の繰越し（3年間）
- ⑤ 少額減価償却資産（30万円未満）の購入
- ⑥ 必要経費の確認・見直し
- ⑦ 倒産防止共済の加入・増額・前納
- ⑧ 小規模企業共済の加入・増額・前納
- ⑨ 確定拠出年金（iDeCo：イデコ）の加入・増額
- ⑩ 国民年金基金の加入・増額
- ⑪ 生命保険の加入（一般・介護医療・個人年金）
- ⑫ 医療費の領収書の集計（目安10万円）
- ⑬ 配偶者特別控除の確認
- ⑭ ふるさと納税（寄付金控除）の活用
- ⑮ 住宅ローン控除（最大10年間又は13年間）
- ⑯ 所得拡大促進税制の活用
- ⑰ 消費税の簡易課税制度の検討・見直し

※上記の制度や内容の適用には、一定の条件がありますので、必ず税理士にご確認下さい。

<9月・10月の税金・労務関係>

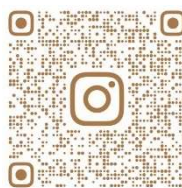
- ① 7月決算の確定申告・1月決算の中間申告
- ② 個人事業者の消費税等の予定納税の振替納税
…9月30日（月）
- ③ 個人市県民税の納付（第3期分）…10月末日
- ④ 社会保険料の標準月額の変更…9月分
- ⑤ 労働保険料（延納第2期分）…10月末日

<お知らせ>

今月は貴飯米の直売所さんのご紹介です。貴飯米・上の諏訪米の美味しいお米が支持されています！！毎年7/1～8/20の期間で新米の予約（引渡し開始は10月中旬以降）を受け付けています。なお、5kgから小売販売をしておりますので、是非一度ご賞味下さい。また、野菜や加工品も販売しております。↓↓

住所：下関市菊川町貴飯

TEL：080-2911-4321



@STIKO19.24



<若松家の出来事>

現在、長男（小6）、次男（小5）、長女（小2）、三男（年中）の父親として育児に奮闘しております。

長い夏休みが終わり、2学期が始まりました。今年も自宅で花火・水鉄砲、祖母の山でそうめん流し・スイカ割りをして、プール・海・川遊び・花火大会・夏祭りに行って、たくさんの思い出をつくりました。

先月は熊本県内でONE PIECE 像を巡りました。

次男はフィギュア全10体をコンプリートです。今後も諸先輩方に色々ご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

